

第2期江別市学校教育基本計画

【2019年度（平成31年度）～2023年度】

心豊かに学び

ともに未来のふるさとを拓く

子どもの育成

江 別 市 教 育 委 員 会



江別市旗

江 別 市 民 憲 章

私たちは、屯田兵によってひらかれた江別の市民です。

ひろびろと広がる石狩平野

ゆうゆうと流れる石狩川

緑深い野幌の原始林

今に残る開拓のあしあと

私たちは、この恵まれた郷土の自然と歴史をこよなく愛し、
よりよい江別の発展を願いこの憲章を定めます。

- 1、空も緑も美しい、のびのびとしたまちをつくりましょう。
- 1、力をあわせ、産業をさかんにし、豊かなまちをつくりましょう。
- 1、教養を深め、文化のかおり高いまちをつくりましょう。
- 1、健康でたのしい家庭と明るいまちをつくりましょう。
- 1、老人をいたわり、子どもの夢を育てるまちをつくりましょう。

市民憲章告示 1968（昭和43）年12月24日

江 別 市 教 育 目 標

恵まれた自然と いろどりのある歴史をもった
可能性あふれる 郷土「江別」に誇りをいただき
ひとりひとりが自己を充実させ
豊かな未来を築くために

- 1 常に学習に励み 正しい判断力と 創造性に富む人
- 2 自然をいつくしみ 文化を育てる 感性豊かな人
- 3 心身を鍛え 明るく たくましく生きる人
- 4 健全な家庭と 豊かなまちづくりに 努力する人
- 5 国際的視野に立ち 郷土の発展に 貢献する人

1987（昭和62）年7月24日制定

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の範囲	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の対象期間	3
第2章 学校教育の現状	
1 学校教育を取り巻く社会情勢	6
2 国の教育政策の動向	7
3 江別市の現状	8
第3章 江別市の学校教育が目指すもの	
1 教育目標	12
2 基本理念	12
3 目指す子ども像	13
4 四つの基本目標	15
計画体系図	17
第4章 施策の展開	
基本目標1 確かな学力を育成する教育の推進	20
基本方向1 ～ 基本方向3	
基本目標2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進	27
基本方向4 ～ 基本方向5	
基本目標3 良好な教育環境の整備	32
基本方向6 ～ 基本方向7	
基本目標4 地域とともにある学校づくりの推進	36
基本方向8 ～ 基本方向9	
第5章 計画の推進にあたって	
1 進行管理	42
2 成果指標	42
資料編	
1 江別市学校教育基本計画策定懇話会設置要綱	46
2 江別市学校教育基本計画策定懇話会構成員名簿	47
3 江別市学校教育基本計画策定経過	47

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

江別市教育委員会では、2014（平成26）年3月に、2014（平成26）年度からの5年間を計画期間とする第1期江別市学校教育基本計画（以下、「第1期計画」という。）を策定し、様々な施策に取り組んできました。

日本は、人生100年時代を迎えようとしており、また、超スマート社会（Society5.0）^{※1}の実現に向けてAI^{※2}やビッグデータの活用などの技術革新が急激に進んでいます。また、教育を取り巻く社会情勢も大きく変化しており、これからの教育には、このような激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成することが求められています。

国においては、このような社会の変化などに対応するため、第3期教育振興基本計画（2018年度～2022年度）を2018（平成30）年6月に策定したところです。

また、北海道においては、北海道における教育課題の解決と地域創生の実現に向けて、北海道教育推進計画（2018年度～2022年度）を2018（平成30）年3月に策定しています。

江別市では、これまでも次代を担う人材の育成を目指し、学校教育の着実な推進に努めてきましたが、急激な社会や時代の変化に対応できる人づくりの視点に立った教育行政を、これまで以上に展開していく必要があります。

こうしたことから、江別市教育委員会では、第1期計画の理念を継承しつつ、教育を取り巻く環境の変化や将来的な課題を踏まえ、教育基本法第17条第2項に基づき、地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画として、第2期江別市学校教育基本計画を策定するものです。

2 計画の範囲

江別市教育委員会の所管する学校教育に関わる計画とします。

※1 超スマート社会（Society5.0）

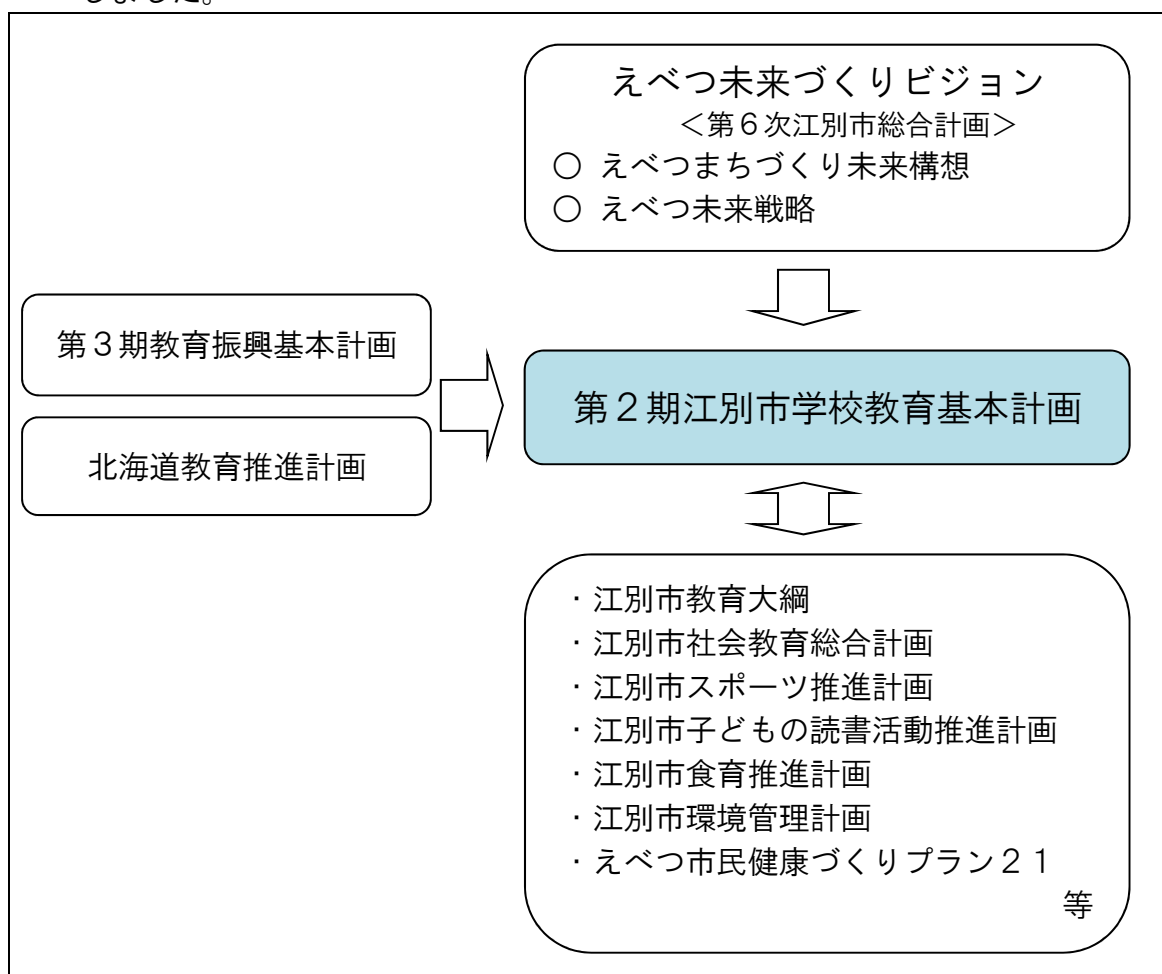
第5期科学技術基本計画で示された、①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会。「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、活き活きと快適に暮らすことのできる社会」とされる。

※2 AI

人工知能（Artificial Intelligence）。

3 計画の位置づけ

- ・ この計画は、「江別市自治基本条例」に基づき策定された第6次江別市総合計画の基本方針 06-02「子どもの教育の充実」との整合を図り、その個別計画として位置づけ、江別市教育大綱や他の計画と連携を図りながら施策を推進します。
- ・ 国の「第3期教育振興基本計画」及び「北海道教育推進計画」を参酌し策定しました。



4 計画の対象期間

2019年度（平成31年度）～2023年度（5年間）

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、随時計画の見直しを行います。



(2015 (平成 27) 年に完成した江別第一中学校の改築校舎)

第2章 学校教育の現状

1 学校教育を取り巻く社会情勢

- ・ 日本の人口は、2008（平成20）年をピークとして減少局面にあり、2030年にかけて20代、30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上が日本の総人口の3割を超えるなど、人口減少・高齢化の進展により、生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。
- ・ 2030年頃には、第4次産業革命といわれる、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会(Society5.0)の到来が予想されています。また、この技術革新の進展により、今後10～20年後には日本の労働人口の相当規模がAIやロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、これまでになかった仕事が新たに生まれることが考えられます。
- ・ あらゆる場所でグローバル化が加速し、技術革新により、人間の生活圏も広がっています。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、人材の流動化、人材獲得競争など、グローバル競争の激化が予想されています。
- ・ 子どもの貧困が大きな課題となっており、2030年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が深刻化する可能性があると考えられています。また、東京一極集中が加速し、全人口の4分の1以上が東京圏に集中する中で、地域間格差も生じています。
- ・ スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴い、子どもたちがICT^{※3}を利用する時間が増加傾向にあり、SNS^{※4}を利用した犯罪に巻き込まれるなど、子どもの安全が脅かされる事態が生じています。
- ・ 地域の人々との間の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が進行しています。また、家庭の状況についても、三世帯世帯の割合が低下し、ひとり親世帯の割合が上昇傾向にあるなど、世帯構造が変化しており、教育力の低下が指摘されています。
- ・ 学校に求められる役割が増大したことに伴い、教師への負担も大きくなり、従来の献身的教師像を前提とした学校組織体制では、質の高い学校教育を持続発展させることは困難になってきています。

※3 ICT

情報通信技術（Information and Communication Technology）。

※4 SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）。

2 国の教育政策の動向

- ・ 2006(平成18)年12月に改正された教育基本法においては、「人格の完成」、「個人の尊厳」などの普遍的な理念を継承するとともに、「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人」、「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」、「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」の育成を目指すことが明確にされました。
また、教育に関する基本として、「家庭教育」や「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」、「教育振興基本計画」などについても新たに規定されました。
- ・ 第1期教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)においては、2008(平成20)年からの10年間を通じて目指すべき姿として、①義務教育終了までに、全ての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる、②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てるという2点が掲げられました。
- ・ 第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)においては、「自立」「協働」「創造」を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会の構築を旗印として、生涯を貫く教育の方向性が設定されました。
- ・ 2017(平成29)年3月に告示された新学習指導要領^{※5}では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することとされました。また、学習の質を一層高めるため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善(アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善)を推進することとされました。
小学校では2020年度から、中学校では2021年度から新しい教育課程による学校教育が展開されます。
- ・ その後、国では、人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化等の社会状況の変化等を踏まえ、第3期教育振興基本計画を2018(平成30)年6月に策定し、教育を通じて生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据え、5つの基本的な方針を「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「生涯学び、活躍できる環境を整える」、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「教育政策推進のための基盤を整備する」としています。

※5 学習指導要領

法令に基づいて国が定めた教育課程の基準で、各教科・科目、特別活動などの目標、内容、内容の取扱い等を大綱的に示している。

3 江別市の現状

- ・ 江別市の人口は、国勢調査によると 2005（平成 17）年の 125,601 人をピークに減少に転じ、2015（平成 27）年には 120,636 人となっています。人口減少は、日本全体の大きな課題であり、江別市においても同様な状況となっています。
- ・ 江別市立の小中学校の児童生徒数は、学校基本調査によると 1998（平成 10）年の 13,069 人をピークにして、1999（平成 11）年以降減少傾向にあり、2018（平成 30）年には 8,668 人となっています。
- ・ 各学校では、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動を実践しており、2001（平成 13）年度には地域一体型・学校の顔づくり事業、2004（平成 16）年度には学校一斉公開、2005（平成 17）年 4 月には学校選択制度の実施、2017（平成 29）年度には「えべつ型コミュニティ・スクール^{※6}」の導入など、地域とともにある学校づくりを進めています。
- ・ 児童生徒の学力は、文部科学省の平成 29 年度全国学力・学習状況調査^{※7}の結果から、市内の小学校の平均正答率は全道平均を上回り、全国平均とほぼ同様で、中学校では全道平均・全国平均のいずれも上回っており、一定の成果が認められます。児童生徒の状況は、授業では私語がなく、学習規律が保たれ、落ち着いた状況で意欲的に授業に臨んでいます。が、「自分にはよいところがある」や「将来の夢や目標をもっている」など自己肯定感が全国より低い状況にあり、改善に向けた取組が必要となっています。

学校では、児童生徒一人ひとりの学習状況に応じた個別指導や複数の教員等による指導、習熟度別授業に取り組むとともに、学校全体で教職員の指導力向上のための校内研修の充実に努めています。
- ・ 児童生徒の体力・運動能力は、スポーツ庁の平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査^{※8}の結果から、北海道では多くの種目で全国との差が縮まるなど改善の傾向が見られ、江別市も同様の傾向にあります。が、引き続き、体力の向上に向けて取り組む必要があります。

※6 えべつ型コミュニティ・スクール

学校と地域が目指す子ども像を共有しながら、学校・家庭・地域が連携・協力して子どもを育てる持続可能な仕組みをもった学校。地域が学校を支援する仕組みは、本市が培ってきた伝統であり、この仕組みが江別らしくより一層充実・発展していくことを期待し、「えべつ型コミュニティ・スクール」という名称を採用した。

※7 全国学力・学習状況調査

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況調査を把握分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善を図ることを目的として、国が 2007（平成 19）年度から実施している調査。

- ・ 特別支援教育^{※9}では、就学指導に係る子どもたちの人数は増加傾向にあります。特別支援学級^{※10}は、小規模特認校^{※11}である野幌小学校を除く全ての小中学校で設置されており、今後も子どもたち一人ひとりの教育ニーズや学校施設の状況を勘案して対応していく必要があります。
また、通常の学級に在籍している特別な支援を要する児童への対応も進めていく必要があります。
- ・ いじめの認知件数は増加傾向にあり、社会的にも大きな問題となっていることから、生徒指導や道徳教育の充実、心のダイレクトメール^{※12}の実施など、引き続き「未然防止」・「早期発見・早期対応」に向けた取組を進めていく必要があります。
- ・ 不登校の児童生徒数は、増加傾向にあります。子どもたちが元気に楽しく学校にいけることが大切です。今後も学校・家庭・関係機関との連携やスクールソーシャルワーカー^{※13}による支援などにより、不登校の未然防止・早期対応に向けた取組を進めていく必要があります。
- ・ 安全で快適な学校施設の維持保全を進めており、2016（平成28）年度をもって、市内全小中学校の耐震化が完了しております。

※8 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的として、国が2008（平成20）年度から実施。

※9 特別支援教育

従来の「特殊教育」の対象障がいだけでなく、LD（学習障がい）等を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

※10 特別支援学級

小学校・中学校などに置かれる教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学級。平成19年度の改正学校教育法の施行に伴い、従来の特殊学級の名称を変更。

※11 小規模特認校

自然環境に恵まれた小規模特認校への就学希望者に対して、住所変更をすることなく、正規の通学区域を越える通学を一定の条件のもとに認める制度。

※12 心のダイレクトメール

子どもたちが、「今いじめられている」と感じたら、家庭から、いつでも直接教育委員会へダイレクトメールを郵送し、心の声を届けることができる。「江別市からいじめをなくそう」という趣旨で2006（平成18）年度から実施。

※13 スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。



(2015 (平成 27) 年に完成した江別太小学校改築校舎の音楽室)

第3章 江別市の学校教育が目指すもの

1 教育目標

恵まれた自然と いろどりのある歴史をもった
可能性あふれる 郷土「江別」に誇りをいだき
ひとりひとりが自己を充実させ
豊かな未来を築くために

- 1 常に学習に励み 正しい判断力と 創造性に富む人
- 2 自然をいつくしみ 文化を育てる 感性豊かな人
- 3 心身を鍛え 明るく たくましく生きる人
- 4 健全な家庭と 豊かなまちづくりに 努力する人
- 5 国際的視野に立ち 郷土の発展に 貢献する人

1987（昭和62）年7月24日制定

2 基本理念

江別市の学校教育の基本理念は、教育目標の精神に基づき、次のとおり定めます。

**心豊かに学び
ともに未来のふるさとを拓く
子どもの育成**

変化の激しい21世紀を江別の子どもたちが、心豊かにたくましく生きぬくために「生きる力」を身に付けることは、教育関係者・保護者・地域住民みんなの願いです。

こうした中、学校教育においては「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」をバランス良く育てるとともに、ふるさとに対する「郷土愛」の育成に重点的に取り組むことが重要です。

確かな学力を備えた人とは、「基礎的・基本的な知識や技能を基に、思考力、判断力、表現力を活用し課題解決に向かっていける人」です。

豊かな人間性を備えた人とは、「善き意思をもち、思慮深く的確な決断力があり、豊かな情操に満ちあふれた人」です。

健やかな体を備えた人とは、「たくましく生きるための健康や体力づくりに取り組む人」です。

郷土愛を備えた人とは、「江別の自然や歴史等に誇りを持ち、郷土の発展に貢献できる人」です。

こうした子どもたちを育むためには、江別市の小中学校が、「笑顔あふれる学校」を目指して、教育関係者、保護者、地域住民が連携協力し、教育活動の充実に邁進することが必要です。

笑顔あふれる学校とは、豊かな人間性や思いやりの心があふれる学校です。安全で安心できる、希望に満ちた学校です。すべての大人とすべての児童生徒がにこやかに語れる学校です。

こうした学校を実現するためには、児童生徒の純粋で熱い思いをしっかりと受け止め、学校教育の様々な課題の解決に強い決意をもって取り組み、子どもたち同士が切磋琢磨し合って、高め合う教育活動を積極的に推進しなければなりません。

3 目指す子ども像

**夢を持ち、夢を語り、
夢の実現に向けて 行動する子ども**

すべての子どもたちには、心に秘めた夢があります。人にうまく伝えられないが、すてきな夢があります。実現できるかどうか不安だが将来の夢があります。

すべての子どもたちは、自分の夢の実現のために、少しずつ少しずつ努力を始めています。

すべての子どもたちは、夢の実現に向けて行動を始めたばかりです。夢があるから学習活動、児童会活動や生徒会活動、部活動などにも強い意志を持ち、粘り強くがんばれます。夢の実現に向けて子どもたちの潜在能力は一日一日高まっています。

しかしながら、夢の実現は容易なものではありません。子どもが成熟していくには、葛藤がなければなりません。成功体験とともに失敗体験が必要です。失敗

体験なくして本当の成成感は得られません。成成感の積み重ねによって、豊かな人間性が育つと考えます。

豊かな人間性に満ちあふれた子どもは、次の5つのことを兼ね備えています。

・善き意思

人間として無条件に大切なのは、善き意思です。大きく言えば、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意であり、日常的に言えば、自らを律しつつ「ならぬことはならぬ」という意志や家族への愛、他人とともに協調し、他人を思いやる心などです。

・思慮、知性

知力をもって熟慮し決断する。時には、的確な決断を短時間で下し得る能力が必要です。ここで大切なことは、思慮深く考えることは、相手の立場に立って考えることです。

・豊かな情操

人間は様々な感情に支配されていますが、その感情が短絡的なものではなく、感情に知的な作用が加わったものがが必要です。情操とは、感情のうち道徳的・芸術的・宗教的など文化的・社会的価値を具えた複雑で高次なものであり、そのような感情が人間にはなくてはなりません。

・知識・技能

当然ながら、知識や技能がなければ、問題解決はできませんし、文化的な暮らしを保つことができません。特に科学技術の進歩は、私たちの想像を超えて進んでおり、日々学習が必要です。新しいものを手にした場合には、その説明書を読みこなす能力が必要となります。

・健康な心や体

心や体の健康は、人とかかわりながら明るく充実した生活を送るために必要です。一日の生活の中で、食事や運動、睡眠等のリズムを整え、規則正しい生活を送ろうとする態度を身に付けなければなりません。

江別市の学校教育では、こうした豊かな人間性に満ちあふれた子どもの育成を目指し、「夢を持ち、夢を語り、夢に向かって行動する子ども」像の実現に努めます。

4 四つの基本目標

社会状況や教育の状況を踏まえ、基本理念、目指す子ども像を設定しましたが、この基本理念等を実現していくため、子ども一人ひとりに定着すべき資質・能力の育成、教育環境の整備、学校、家庭、地域との連携協力の観点から次の4つの基本目標を定めます。

基本目標1 確かな学力を育成する教育の推進

これからの知識基盤社会^{※14}を、子どもたちが主体的、創造的に生きていくためには、基礎的な学力とともに、応用力や発展的な学力を身に付けることが必要です。このため、学校教育においては、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、それらを活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の確かな学力を育むことを重視した指導の充実を図ります。また、コミュニケーション能力を高め、国際社会を主体的に生きる力を育成するとともに、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた指導や支援を行う特別支援教育の充実を図ります。

基本目標2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

家庭や地域の教育力の低下とともに、規範意識や人間関係の希薄化が指摘されています。一人ひとりの多様な個性に応じたきめ細やかな指導を行い、子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ他者を思いやる心や感動する心などの豊かな心を育むことが必要です。このために学校では、家庭や地域と連携し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動、読書活動の充実を推進します。また、子どもたちの体力向上の取組、健康教育、食育の充実により、子どもの心身の健康の保持、増進を図ります。

※14 知識基盤社会

2005（平成17）年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉で、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」と定義し、21世紀は知識基盤社会時代であると述べている。

その特質として、①知識には国境がなく、グローバル化が一層進む ②知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる ③知識の進展は旧来の物の見方や捉え方の転換を伴うことが多く、幅広い知識と思考力に基づく判断が一層重要になる ④性別や年齢を問わず参画することが促進されるなどを挙げている。

基本目標3 良好な教育環境の整備

子どもたちが未来への夢や希望を抱き、心身ともに健やかに成長するためには、安全・安心とともに、多様な可能性を伸ばす教育環境を整備することが必要です。そのためには、子どもたちを事故や犯罪などから守る安全教育や安全対策を推進するとともに、安全な学校施設の維持保全、多様な学びに対応できる施設設備の整備のほか、学びのセーフティネット^{※15}の充実などを進め、教育環境の整備を図ります。

基本目標4 地域とともにある学校づくりの推進

子どもたちが豊かな人間性を持って成長するためには、自制心や忍耐力といった非認知能力^{※16}を培うための環境づくりが必要です。そのため、学校は、子どもたちが地域社会の中で多様な人々と関わり、多様な価値観に触れ、様々な経験を重ねていくことができるよう、家庭や地域との連携を強化し、地域とともにある学校づくりを進める必要があります。また、その連携の土台となる家庭、地域から信頼される学校づくりを実現するために、学校の組織運営体制を充実するとともに、教員が自らの資質や能力の向上に努め、教育活動の改善を図ります。

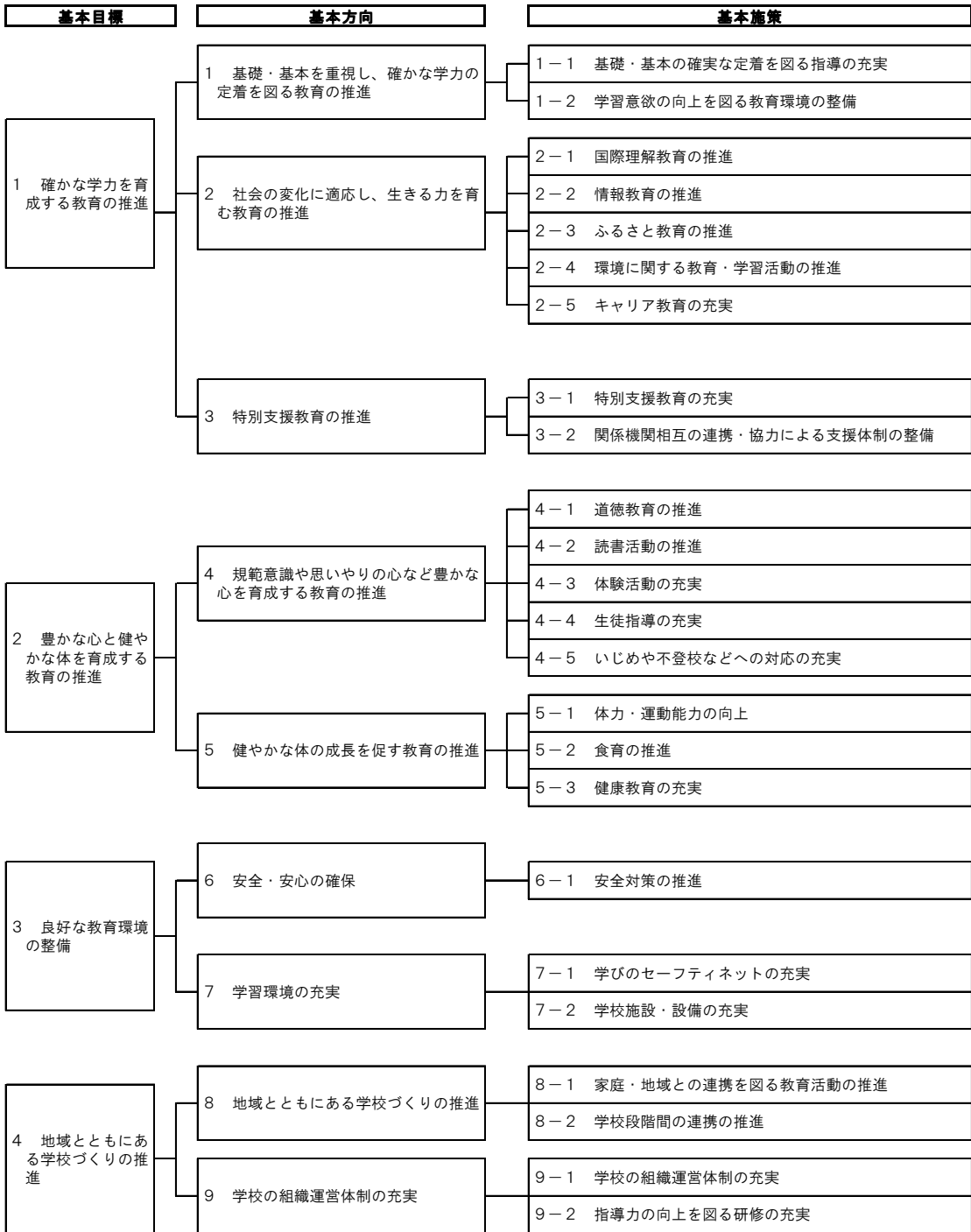
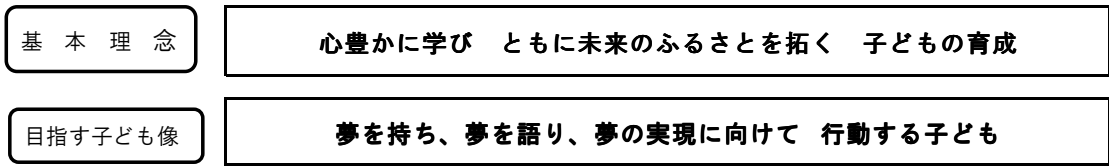
※15 学びのセーフティネット

社会を生き抜く力や未来への飛躍を実現する人材を養成するための基礎的条件として、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできるようにする社会参加・自立に向けた支援。

※16 非認知能力

学力といった認知能力と対比される能力であり、自己認識、意欲、忍耐力、自制心といった能力や勤勉性、開放性といった性格的な特性。

計 画 体 系 図





(平和のつどいでの折鶴伝達)

第4章 施策の展開

基本目標1 確かな学力を育成する教育の推進

基本方向1

基礎・基本を重視し、確かな学力の定着を図る教育の推進

《基本的な考え方》

子どもたちが、自らの持てる可能性を最大限に伸ばし、これからの変化の激しい社会を豊かに生きていくためには、義務教育段階において、生涯にわたる学習の基盤となる確かな学力を身に付けることが必要です。このため、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す教育の充実が求められています。

子どもたち一人ひとりの確かな学力を育成するため、引き続き、授業改善の取組を進めるとともに、チーム・ティーチング^{※17} や少人数指導など個に応じたきめ細やかな学習指導に取り組み、基礎・基本の確実な定着を図る指導の充実が必要です。また、児童生徒の更なる学習意欲の向上を図るため、ICT教育環境の整備を進める必要があります。

《現状と課題》

江別市では、以上の基本的な考えを土台とし、素直さをもった子どもと落ち着いた教室、学校全体での学習規律の徹底、読書が好きな子どもを育てる読書環境の充実、学校支援地域本部^{※18} 事業による外部人材や各種ボランティアの活用、コミュニティ・スクールを活かした学校運営、PTAや地域との連携、子どもたちの理解や習熟の程度に応じたきめ細やかな指導によって、学力向上の取組を推進しています。また、児童生徒の学習意欲の向上を図るため、電子黒板^{※19} や指導者用デジタル教科書^{※20} の整備を進め、授業等においてICTを積極的に活用しています。

今後、江別市全体の子どもの確かな学力の向上のために、学校訪問指導による授業改善、個に応じた教育のための人的支援の充実、ICT教育環境の充実を図る必要があります。

※17 テーム・ティーチング

複数の教員等が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと。

※18 学校支援地域本部

学校の教育活動を支援するため、地域住民が学校支援ボランティアとして活動しやすい体制づくりを行う組織。

※19 電子黒板

コンピュータの画面上の教材をホワイトボードやスクリーンなどに映し出し、その画面上で直接操作して、文字や絵の書き込みや移動、拡大・縮小、保存等ができる装置。

※20 指導者用デジタル教科書

電子黒板とともに使用する教師用の教科書準拠教材。

《基本施策》

1-1 基礎・基本の確実な定着を図る指導の充実

教育課程の編成・実施や指導方法の工夫改善により、基礎的・基本的な知識や技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力等を育成する指導を充実します。

【主な取組】

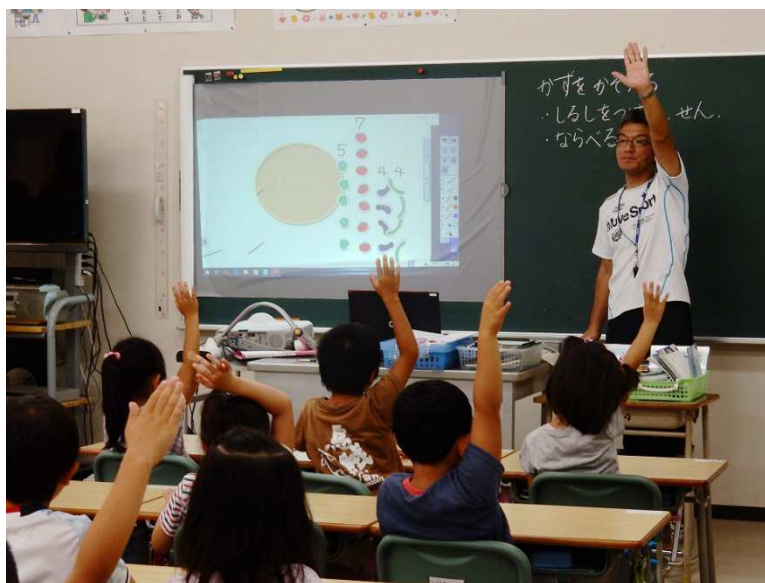
- 学校訪問指導の実施
- 学校改善プランの実践
- 長期休業中などの補充的学習支援の充実
- 退職教員などの学習サポート教員の派遣
- 学校支援地域本部事業の推進

1-2 学習意欲の向上を図る教育環境の整備

教員やボランティアなど人的支援によるきめ細やかな指導体制の工夫改善を図るとともに、教材・教具などのICT化や整備を進め、学習意欲の向上を図ります。

【主な取組】

- ティーム・ティーチング、少人数指導、習熟度別授業の推進
- ICT教育環境の充実



(電子黒板を活用した授業)

基本目標1 確かな学力を育成する教育の推進

基本方向2

社会の変化に適応し、生きる力を育む教育の推進

《基本的な考え方》

グローバル化や情報技術の革新が急速に進展する社会において、予測できない未来への変化を前向きに受け止め、対応し、主体的に行動することができる態度や能力を育む教育の充実が求められています。そのため、国際社会を生きるという広い視野とともに、国際的な視野による理解と協調の精神、高度情報化社会における知識・情報の入手・理解や発信・対話する能力、地球的規模の課題である環境保全やよりよい環境の創造に主体的に関与できる能力などを育む教育の一層の充実が大切です。また、自分の住むふるさとへの誇りと愛着、将来の職業や自分らしい生き方の実現に主体的に取り組む力を育む教育を推進していく必要があります。

《現状と課題》

江別市においては、国際理解教育では、小学校の外国語活動、中学校の外国語の授業にネイティブスピーカーの外国語指導助手（ALT^{※21}）を派遣し、異文化を理解し尊重する態度やコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成に努めています。

情報教育では、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しむとともに、情報社会へ主体的に参加する態度、情報モラルを含む情報活用能力の育成を実施しています。

ふるさと教育では、社会科副読本を作成、配布するとともに、各学校において見学や体験等を通して、江別の自然や歴史、文化、産業などを直接感じ取り、地域を再発見する取組を行っています。

環境教育では、各学校において教科の学習や自然体験活動、リサイクル活動など環境保全に主体的にかかわる取組を推進しています。

キャリア教育では、中学生が事業所で行う職場体験を行う事業を実施するとともに、各学校において職場見学や職業調べなど児童生徒の発達段階に応じた体験活動を行っています。

今後は、それぞれの学校の実態を踏まえた特色ある取組を進めるとともに、地域の自然と環境、人材等を積極的に活用するなど、地域の教育力をいかし、地域とのかわりを重視した教育活動を一層充実していく必要があります。

※21 ALT

学校で外国語授業を補助する助手（Assistant Language Teacher）。

《基本施策》

2-1 国際理解教育の推進

自国の文化や伝統とともに、外国の言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めます。

【主な取組】

- 小・中学校への外国語指導助手（ALT）の派遣
- 小学校外国語教育指導連絡協議会^{※22}の実施

2-2 情報教育の推進

情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的に活用できるような取組を進めます。

【主な取組】

- 情報モラル教育の充実
- 情報活用能力の育成
- 小学校におけるプログラミング教育の推進

2-3 ふるさと教育の推進

地域社会の将来の担い手である子どもたちが自分の住む「ふるさと」に誇りと愛着を持てるよう、ふるさとの自然や歴史、文化、産業などについて五感を使い体系的に学べる学習環境の整備や充実を進めます。

【主な取組】

- 社会科副読本の作成・配付
- 「江別を学ぶ」事業の開催

2-4 環境に関する教育・学習活動の推進

自分の生活や身近な環境とのかかわりを通して、生命や自然を尊重することの大切さや環境保全に寄与する態度を養うことに努めます。

【主な取組】

- 環境教育の実施
- 自然体験活動の充実
- 継続的な環境保全活動の実践

2-5 キャリア教育の充実

職業に関する知識や技能の習得とともに、望ましい勤労観や職業観、自己の進路を選択する能力のほか、職場体験を通じて事業所や関係者との人間関係形成能力・コミュニケーション能力の育成に努めます。

【主な取組】

- 職場体験の実施
- 職場見学や体験的活動の実施



(外国語指導助手：ALT による外国語活動授業)

※22 小学校外国語教育指導連絡協議会

小学校の教員が、外国語の授業の参観や意見交流を行い、外国語の指導の充実を図るため組織している協議会。

基本目標 1 確かな学力を育成する教育の推進

基本方向 3

特別支援教育の推進

《基本的な考え方》

2007（平成 19）年 4 月に、学校教育法の一部改正が施行され、従来の「特殊教育」から児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高める「特別支援教育」への転換が図られました。2016（平成 28）年 4 月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、学校においても不当な差別的な扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務づけられました。さらに、新学習指導要領では、特別支援学級や通級による指導を行う場合の教育課程の基本的考えが示されており、特別支援教育の一層の推進が求められています。

学校においては、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に十分に教育を受けることができるよう配慮し、教育活動を進めていく必要があります。また、障がいのある児童生徒が、年齢や能力に応じ、かつ特性をふまえた十分な教育が受けられるようにするため、校内支援体制の整備、指導内容や教育環境等の更なる充実に向けた組織的・計画的な取組が重要です。

《現状と課題》

全国的に少子化が進む中、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあります。江別市においては、2014（平成 26）年度～2018（平成 30）年度にかけて、市内全児童生徒数が約 570 人減少する中、特別支援学級では、176 人から 219 人に増えており、学級数も、2014（平成 26）年度の 50 学級から、2018（平成 30）年度の 73 学級に増えています。また、普通学級に在籍している特別な支援を要する児童生徒の割合も増加傾向にあります。これらの状況から、通級指導教室^{※23}は、「ことばの教室」に加え、発達障がいのある児童を対象とした「まなびの教室」を開設しています。さらに現在は、専門家チームや特別支援教育連携協議会を設置しているほか、特別支援教育支援員を各小中学校へ配置し、支援の充実に努めています。各校においては、特別支援コーディネーターの指名、特別支援委員会の設置等、校内体制が確立されています。

今後は、個別の指導計画や個別の教育支援計画^{※24}の作成促進と活用、教員の専門性の向上等、一人ひとりのニーズに応じた指導や教育環境の整備が一層求められます。そして、幼児期から学校卒業までの切れ目のない一貫した指導や支援が行われるよう、学校間はもとより、学校と家庭、地域、関係機関等が連携して取り組む体制の整備を進めていく必要があります。

《基本施策》

3-1 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、本来持てる力が発揮できるよう、支援体制の整備・充実を図ります。

また、高い専門性に基づく支援を行うため、各種研修の実施と内容充実を図ります。

【主な取組】

- 特別支援学級の環境整備
- 特別支援教育支援員の配置
- 研修会の実施
- 専門家チーム巡回相談の実施
- 医療的ケアの実施体制の整備

3-2 関係機関相互の連携・協力による支援体制の整備

乳幼児期から学校卒業までを通じて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行えるよう、関係機関相互の連携・協力による支援の充実に努めます。

【主な取組】

- 個別の教育支援計画の策定
- 教育支援委員会^{※25}の開催

※23 通級指導教室

通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。教科の学習は通常の学級で行う。

※24 個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒とその支援にかかわる関係者・機関による支援の計画。関係機関には、教育、医療、保健、福祉、労働などの様々な機関がある。それらの機関が一体となって支援体制を整えることが大切。連携する関係機関は、障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに応じて決まる。

※25 教育支援委員会

江別市教育支援委員会条例に基づき設置された附属機関であり、教育上特別な取扱いを要する児童及び生徒の心身の障がいの種類、程度等の判断に関し教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行い、その結果を答申する。

基本目標2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

基本方向4

規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成する教育の推進

《基本的な考え方》

「他人を思いやり共に生きることを大切にする心」、「生命を大切にする心」、「正義感や公正さを大切にする心」、「自立心や責任感」、「勤労観や社会に貢献する心」、「自然や美しいものに感動する心」などの豊かな心は、特別の教科である道徳を要とした学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育のほか、体験活動、読書活動、多様な表現や鑑賞の活動を通して育まれます。

そのため、学校、家庭、地域が互いに連携し、児童生徒一人ひとりの多様な個性に応じたきめ細やかな指導を行い、基本的な生活習慣、規範意識や社会性、豊かな感性などを育てていくことが大切です。

いじめや不登校、インターネットや携帯電話の普及に伴うネットトラブルなど、児童生徒に関わる問題が全国的に憂慮すべき状態となっています。

学校では、児童生徒の心の揺れや悩みに寄り添い、適切な指導助言等を通して、問題の未然防止や早期発見、早期解決に取り組むことが大切です。

また、こうした問題の解決に向けて学校は、スクールカウンセラー^{※26}等の専門家や関係機関と緊密に連携し、適切に対処していくことが求められています。

《現状と課題》

江別市においては、体験活動との関連を図った児童生徒の心に響く道徳教育を推進するとともに、朝読書^{※27}の実施や情報図書館、地域のボランティア等の協力を得た読書活動や体験活動の充実、警察署等と連携した非行防止教室の実施に努めてまいります。

また、いじめや不登校については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒のみならず保護者等への支援に努めています。

今後は、児童生徒に豊かな心を育む教育活動を一層充実するとともに、児童生徒の悩み等に関わる専門家や関係機関との連携をさらに緊密にした取組を推進していく必要があります。

※26 スクールカウンセラー

学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家。

※27 朝読書

読書を習慣づける目的で、小中学校の始業時間前に10～15分ほどで行われている読書活動。

《基本施策》

4-1 道徳教育の推進

学校の教育活動全体を通じて、自他の生命を尊重する心や、集団や社会とのかかわりを理解し、公共の福祉と社会の発展に努める心を育成するため、道徳教育を推進します。

【主な取組】

- 倫理意識や規範意識の育成
- 人権教育の推進
- 命の大切さに関する指導の充実

4-2 読書活動の推進

豊かな感性や表現力、想像力を高めるため、情報図書館と連携して学校図書館の充実を図り、子どもたちが自ら進んで学ぼうとする環境づくりを進めるとともに、読書習慣が身に付くよう読書活動を充実します。

【主な取組】

- 学校図書館司書の配置（巡回）
- 情報図書館による団体貸出の活用

4-3 体験活動の充実

子どもたちに生命や自然を尊重する精神や、社会性、豊かな人間性を育むため、自然、文化・芸術や社会の現実に触れる体験活動の充実に努めます。

【主な取組】

- 農業体験の実施
- ボランティア体験の実施
- 障がい者体験・妊婦体験の実施
- 文化・芸術活動の実施

4-4 生徒指導の充実

教職員や関係機関等との連携を通じて、少年指導センターを中心とした児童生徒の健全育成を推進します。

【主な取組】

- 少年育成委員による巡回指導
- 薬物乱用防止教室の開催
- 指導連絡会^{※28}活動の推進

4-5 いじめや不登校などへの対応の充実

いじめ根絶に向けて、いじめアンケート調査のほか、中学生サミットに合わせて実施するいじめ根絶子ども会議などを通じて、いじめを許さない学校の風土づくりに取り組みます。また、不登校児童生徒への対応として、学習支援をはじめ、各種相談体制の充実に努めます。

【主な取組】

- 心のダイレクトメール事業
- いじめ・不登校相談事業
- スクールソーシャルワーカー事業
- すぽっとケア事業^{※29}
- 心の教室相談事業
- ネットパトロール事業
- スクールカウンセラー事業
- 情報モラル教室の実施
- 「えべつスマート4 RULES (ルール)^{※30}」の普及啓発

※28 指導連絡会

学校、関係機関等が連携し、情報交換、事例研究などを通して、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とした会議組織。

※29 すぽっとケア事業

不登校児童生徒が学校復帰の手がかりを見いだす支援事業の一つで、教育相談や様々な活動を通して、基本的な生活や学習について支援や指導を行う。

※30 えべつスマート4 RULES (ルール)

江別市の中学生が自ら策定した、ネットトラブルや健康被害から守ることを目的としたスマホ・ネット等の利用に関する共通ルールであり、内容は以下のとおり。

- ① 1日2時間以内とし、友だちとのメールなどのやり取りは、夜9時以降は行わない。
- ② 悪口や、人を傷つける内容は書き込まない。送る前に、しっかり確認する。
- ③ 名前・住所・学校名・顔写真などの個人情報、絶対に投稿・公開しない。
- ④ 困った時は一人で悩まず、保護者や先生などの大人に相談する。

基本目標2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

基本方向5

健やかな体の成長を促す教育の推進

〈基本的な考え方〉

児童生徒には、生涯を通じて健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、運動に親しむ習慣を身につけさせ体力・運動能力向上を図るとともに、健康に関する正しい知識や望ましい生活習慣を身に付けさせ自ら体の健康の保持増進に取り組むよう、健康教育の充実を図ることが重要です。

また、学校、家庭、地域が連携協力し、児童生徒に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、学校給食における地場産農産物の活用などを通じて食への感謝の気持ちや郷土を愛する心を育む食育^{※31}の取組を推進していかなければなりません。

〈現状と課題〉

江別市においては、体力・運動能力の向上では、全ての児童生徒が運動の楽しさや喜びを実感し自ら体力の向上に取り組むことができるよう、新体力テスト^{※32}の活用や体力向上事業を推進しています。体力向上事業では、大学と連携し、モデル校において「朝運動プログラム」を実施しているほか、出前授業により、モデル校での成果を市内小学校に普及しています。さらに、本市の児童生徒については、走りに課題がみられることから、大学との連携による「走り方教室」を市内小学校で実施しています。

健康教育の充実では、定期健康診断の活用や保健指導、性に関する指導、出前授業を活用した喫煙予防を行っているほか、生活習慣病予防等の指導を行っています。

また、食育の推進では、栄養教諭による食に関する指導を実践したり、地場産農産物を学校給食で使用したりしている他、市内小・中学校では「食育弁当の日」の実施等を行っています。

体力・運動能力の向上、健康教育、食育をさらに推進するためには、小中学校が一貫して継続した指導をすることが重要です。また、小中学校では、子どもたちが健康に関心を持つよう、関係機関と連携し「江別市健康都市宣言」に係る取組を積極的に推進する必要があります。

※31 食育

食事の重要性を理解し、食事の自己管理能力や食品を選択する能力を身に付けさせる教育。

※32 新体力テスト

文部科学省が、国民の体力の現状を把握するため、従前から用いられていた「スポーツテスト」を国民の体位の変化や高齢化の進展等を踏まえた見直しを行い、新たに作成したテスト。

《基本施策》

5-1 体力・運動能力の向上

運動の楽しさや喜びを実感し、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲を育成するとともに、体力の向上に努めます。

【主な取組】

- 体力向上事業の推進
- 大学と連携した体力向上プロジェクトの実施

5-2 食育の推進

望ましい食習慣を形成するとともに、安全安心な食材を使って豊かな食生活を送れるよう食育の推進に努めます。

【主な取組】

- 食に関する指導の充実
- 食育弁当の日の実施
- 地場産農産物の使用

5-3 健康教育の充実

望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、自分の身体の健やかな成長と健康の保持増進に主体的に取り組み、生涯を通じて健康な生活を送ることができるように健康教育の充実に努めます。

【主な取組】

- 基本的な生活習慣の定着
- 定期健康診断の実施
- 歯磨き指導の実施
- 性に関する指導の充実
- 喫煙予防教室の開催
- 生活習慣病予防教室の開催

基本目標3 良好な教育環境の整備

基本方向6 安全・安心の確保

〈基本的な考え方〉

児童生徒は、授業中はもとより、登下校時、放課後等において、犯罪、事故、自然災害など、様々な危険にさらされています。良好な教育環境を整え安全で安心な学校生活を送ることができるよう、学校においては、学校安全計画^{※33}を定め、計画的に児童生徒への安全教育を進めるとともに、校舎内外の施設及び設備等の安全点検活動を実施しなければなりません。また、事件・事故発生時の緊急時に備えて機能的に対応できるよう、危機管理体制を整備しなければなりません。

犯罪対策や防災、通学路の安全対策等については、警察、消防、道路管理者等の関係機関と積極的に連携し、防犯、防災、交通安全などに関する取組を充実するとともに、その評価を行い、実態に合わせ見直していくことが大切です。また、学校や行政だけではなく、地域や家庭との連携を図るとともに、学校間の連携を進め、地域全体で子どもたちを守り育てる体制を構築し、学校における児童生徒の安全・安心を確保することが重要です。

〈現状と課題〉

全国で子どもが犯罪や事件の被害者になったり、重大な交通事故に巻き込まれたりする事案が生じています。さらに、児童生徒がSNSといったコミュニケーションツールを利用する機会が増加し、違法・有害情報サイト等を通じた犯罪に巻き込まれるといった問題が起きています。

江別市においても、子どもに対する不審者による声かけ事案が発生するなど憂慮すべき状況となっており、犯罪や事故から子どもたちを守るため、より一層の安全対策や安全教育を進める必要があります。また、学校だけの対応・対策には限界があるため、警察、消防等の関係機関と迅速な情報交換や的確な対応・対策等の連携をしていくこと、子どもたちに危険予測能力や危険回避能力を身に付けさせることが重要です。

東日本大震災を始めとする自然災害や各地での事件、事故などを契機に、学校安全に対する社会的な問題意識は高まっており、行政と地域が一体となって、子どもの安全・安心を確保する地域の実情に合った取組を進める必要があります。

※33 学校安全計画

学校保健安全法に基づき、学校において児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について策定する計画。

《基本施策》

6-1 安全対策の推進

警察や消防等関係機関と連携した防犯・防災訓練、救命入門コース・普通救命講習、薬物乱用防止教室などを通じて児童生徒に危険に対する理解を深めさせるとともに、危険発生時において学校が適切な対応を行えるような体制の整備に努めます。

道路管理者等関係機関と協議し通学路の安全対策を講じるとともに、子ども見守り隊など地域住民のボランティア組織と連携し、学校、家庭、地域が一体となって通学路の安全確保を図ります。

【主な取組】

- 学校安全計画に基づく取組の実施
- 通学路の安全対策の推進
- 交通安全教育の実施
- 「子ども110番の家」制度の実施
- 不審者情報の収集・提供
- 地域ボランティア団体との連携
- スポーツ振興センター災害共済制度^{※34}
- 救命入門コース・普通救命講習の実施



(小学校における救命入門コース)

※34 スポーツ振興センター災害共済制度

学校管理下における児童生徒の災害（負傷、疾病、障害、死亡）について、医療費等の災害給付を行う制度。

基本目標 3 良好な教育環境の整備

基本方向 7

学習環境の充実

〈基本的な考え方〉

教育を受ける機会は、経済的・社会的な事情に関わらず等しく与えられるべきものです。全ての子どもたちが安心して教育を受けられるよう、関係機関との連携を図りながら、様々な困難を抱える子どもや家庭への支援を充実させることが必要です。また、2017（平成 29）年 2 月に施行された義務教育の段階における普通教育^{※35}に相当する教育の機会の確保等に関する法律を踏まえ、教育機会の確保に向けた関係機関の連携が求められています。

学校施設においては、災害発生時には地域住民の避難所の役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、防災機能の強化、老朽化対策を推進しなければなりません。また、多様な学習活動に対応する教育環境を整備するため、ICT 機器や学校図書館用図書等の学校設備の充実を図ることが必要です。

〈現状と課題〉

江別市では、計画的に学習環境の整備を進め、就学支援等の充実、学校施設・設備の充実、学校適正配置の推進を図ってきました。

経済的理由で就学困難な家庭に対しては、就学援助等の経済的支援を今後も継続して行う必要があります。また、複雑化・多様化する児童生徒・家庭の課題について、スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフによる相談支援体制を整え関係機関と連携して対応するなど、「学びのセーフティネット」を充実させる必要があります。

市内小中学校の耐震化は、2016（平成 28）年度に完了していますが、今後も、良好な教育環境を維持するため、計画的に適切な補修を実施するとともに、老朽化対策を進める必要があります。

また、多様化する教育内容や方法に対応できるよう、教育用タブレット型パソコンの導入や学校図書の整備など、学校設備の充実を図る必要があります。

学校の適正配置については、2016（平成 28）年に江別小学校と江別第三小学校を統合し、江別第一小学校を開校しました。また、2018（平成 30）年には、地元からの要望を受け、関係者による合意のもと、角山小学校を閉校し、対雁小学校に統合しています。今後も、各地区の児童生徒数推計や国の動向などに留意しつつ、子どもたちにとって望ましい学校施設・設備の充実を図る観点から、学校の適正配置について検討を進める必要があります。

※35 普通教育

一般社会人として必要と思われる知識や能力を養うために行われる教育。

《基本施策》

7-1 学びのセーフティネットの充実

経済的に就学困難な家庭に対して、学用品費、修学旅行費、給食費、通学付添費などの援助を行い、保護者負担の軽減を図ります。また、課題を抱える家庭に対する相談体制の充実、関係機関との連携に努めます。

【主な取組】

- 就学援助の実施
- 特別支援学級就学奨励費の実施
- 特別支援学級の通学付添費の補助の実施
- スクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実

7-2 学校施設・設備の充実

特色ある教育活動の展開に対応するとともに、児童生徒の学習及び生活の場として、安全・安心で快適な学習・生活環境を確保するため、老朽化対策を推進するほか、保健衛生管理や施設・設備の整備・充実に努めます。

【主な取組】

- 長寿命化計画の策定
- 計画的な改修整備の実施
- 情報教育機器の計画的な更新
- 学校図書館の整備
- 学校適正配置の検討

基本目標4 地域とともにある学校づくりの推進

基本方向8

地域とともにある学校づくりの推進

〈基本的な考え方〉

近年、少子高齢化に伴う地域の変容、家庭環境の多様化、地域社会におけるつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、基本的な生活習慣の乱れ、コミュニケーション能力の低下など、様々な課題が指摘されています。

こうした中、学校では、学力や体力の向上はもとより、規範意識の醸成、不登校、いじめ等の解消など、多くの教育課題への対応が求められています。

このような状況の中、子どもたちの豊かな育ちを確保するためには、学校が保護者・地域住民と一体となって学校運営に取り組み、教育課題に対応する「地域とともにある学校づくり」を進める必要があります。

また、「地域とともにある学校づくり」を進めていく上で、子どもたちに関する課題が多様化、複雑化していることから、複数の学校段階^{※36}間で連携して課題解決にあたることがより一層求められています。

〈現状と課題〉

江別市内の学校では、これまで、学校評価^{※37}をもとに保護者や地域住民等の意向を踏まえた学校運営を行うとともに、評価結果の公表をはじめ、地域に向けた積極的な情報発信や学校施設の開放など、開かれた学校づくりを進めてきました。

このような江別の伝統（教育のまち：オール江別で子どもを育てる）を基盤として、これまで以上に学校と保護者、地域住民が一体となって地域とともにある学校づくりを進めるために、2017（平成29）年度から全ての公立小中学校で「えべつ型コミュニティ・スクール」を導入しています。

また、学校段階間の連携の推進については、特に小中連携について各中学校区で可能なものから取組を進めており、教育目標の共有や9年間を見通した系統的・継続的な教育課程の編成・実施に向けた調査研究や先進校における実践事例の普及も進めています。

今後は、学校と地域が共通の目標を共有して、学校と地域が一体となって役割を分担し、9年間の子どもの確かな育ちと学びにつなげていく必要があります。

※36 複数の学校段階

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校教育における各段階。

※37 学校評価

子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組。

《基本施策》

8-1 家庭・地域との連携を図る教育活動の推進

学校は、教育活動の目標や現状等について積極的に情報提供を行い、地域住民の意見を学校運営に反映し、家庭や地域と連携協力して、教育活動の充実に努めます。

【主な取組】

- えべつ型コミュニティ・スクール事業
- 地域一体型学校の顔づくり事業
- 学校評価の実施
- 学校一斉公開の実施
- 学校支援地域本部事業の推進
- 教育活動に関する広報の充実

8-2 学校段階間の連携の推進

学校は、学校段階間の連携を推進するため、小学校と中学校で教育目標を共有する取組や教育課程に関する共通した取組を進めます。また、幼稚園等と小学校の連携や中学校と高等学校の連携に向けた取組を支援します。

【主な取組】

- 中学校区における教育目標を共有する取組の充実
- 中学校区における教育課程に関する共通した取組の充実



(小学校6年生と中学校1年生の交流授業)

基本目標4 地域とともにある学校づくりの推進

基本方向9

学校の組織運営体制の充実

《基本的な考え方》

次代を担う子どもたちに、予測不能な多様化する社会を生きる力を育むためには、学校教育において、将来、自立した社会人として生涯にわたって学び続けることができる基礎を身に付けさせることが重要です。

こうした教育の実現には、子どもの教育に直接携わる教職員が子どもに対する深い愛情と、教育に対する強い責任感や使命感を持つとともに、高い教育的指導力を身に付けることが求められています。同時に、日々の教育活動や教育資源を一体的にマネジメントし、教職員や専門スタッフ等がそれぞれの専門性を生かして能力を発揮する「チームとしての学校」を作り上げていくことが大切です。

そのため、学校は、学校や教職員のマネジメント、組織文化等の改革に一体的に取り組む必要があります。

また、教職員は、自ら研鑽に励み、様々な研修等の機会を利用しながら教育的指導力の向上に努めなければなりません。

《現状と課題》

江別市においては、これまでもスクールソーシャルワーカーなどの専門的スタッフを配置し、「チームとしての学校」の取組を進め、学校マネジメントの支援をしてきました。「チームとしての学校」をより強固なものとしていくためには、専門スタッフ等との連携や分担も考慮しながら、学校における業務の進め方や校務分掌の在り方を再構築する必要があります。また、教職員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、部活動休養日等の完全実施など、学校における働き方改革を推進する必要があります。

江別市においては、教職員の資質能力の向上を図るため、長期休業中の教職員セミナー等を通じ、教職員の教育的指導力の向上に取り組んできており、授業力を高めるための「ICT機器の活用」など即座に実践に役立つ研修や、授業改善に向けての方策が明確となる研修など、実用性のある研修を実施してきました。さらに、教育関係機関等が主催する研修講座の紹介を行い、幅広い研修機会の確保に努めてきました。今後も、教育関係機関等と連携して、研修の充実に取り組んでいく必要があります。

《基本施策》

9-1 学校の組織運営体制の充実

教職員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、学校のマネジメント機能を強化し、組織として教育活動に取り組む体制の整備に努めます。

【主な取組】

- 専門スタッフ等の配置による学校マネジメント機能の強化
- 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定
- 部活動休養日等の完全実施

9-2 指導力の向上を図る研修の充実

社会の変化や今日的な課題への対応やきめ細やかな学習指導の工夫改善など指導力の向上を図る研修機会の確保と研修内容の充実に努めます。

【主な取組】

- 教職員セミナーの開催
- 教職員評価の実施
- 研究図書の整備
- 教職員の各種研修への参加支援



(教職員セミナー)



(えべつ中学生サミット&いじめ根絶子ども会議)

第5章 計画の推進にあたって

1 進行管理

計画の実効性を確保し、より効果的に施策を推進するために、P D C A（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善）サイクルの考え方に基づいて点検・評価を行い、その結果については、公表し、着実に計画を進めます。

2 成果指標

■ 基本目標 1：確かな学力を育成する教育の推進

指 標	現状値 2017（H29）年度	目標値 2023 年度
授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分で取り組んでいた児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	74.0%	→
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	75.9%	→
通常学級に在籍し、学習や行動面で困難を示す児童生徒の個別の教育支援計画を作成している学校の割合（江別市教育委員会調査）	66.7%	→

■ 基本目標 2：豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

指 標	現状値 2017（H29）年度	目標値 2023 年度
自分には、良いところがあると思う児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	70.4%	→
運動が好きな児童生徒の割合（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）	87.1%	→
朝食を食べて学校に通う児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	94.5%	→

■ 基本目標 3：良好な教育環境の整備

指 標	現状値 2017（H29）年度	目標値 2023 年度
教育用タブレット型パソコンを整備している学校の割合（江別市教育委員会調査）	34.6%	→
学校図書館図書標準を達成している学校の割合（江別市教育委員会調査）	23.1%	→

■ 基本目標4：地域とともにある学校づくりの推進

指 標	現状値 2017（H29）年度	目標値 2023 年度
学校、家庭、地域が連携していると思う 市民割合（江別市まちづくり市民アンケート）	79.8%	→



（コミュニティ・スクール：学校運営委員会）

資 料 編

1 江別市学校教育基本計画策定懇話会設置要綱

平成 30 年 1 月 9 日教育長決裁

(設置)

第 1 条 江別市学校教育基本計画の策定に当たり、江別市学校教育基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 江別市学校教育基本計画の策定に当たり、施策・事業等の具体的な取組についての意見交換等を行うこと。

(構成等)

第 3 条 懇話会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 公募による市民 2 名
- (2) 学識経験者及び学校関係者 5 名

(任期)

第 4 条 懇話会の構成員の任期は、委嘱の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を各 1 名置き、懇話会の構成員の互選により定める。

- 2 会長は、会議の進行を司る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、江別市教育委員会教育部学校教育支援室学校教育課において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

2 第2期江別市学校教育基本計画策定懇話会構成員名簿

役職	氏名	備考
会長	西出 勉	北翔大学
副会長	加藤 理恵	江別市小中学校長会
委員	赤川 和子	公募
委員	井上 無央	江別市教育研究会
委員	大野 仁寛	江別市PTA連合会
委員	澤口 敏之	江別市小中学校教頭会
委員	多田 初男	公募

3 第2期江別市学校教育基本計画策定経過

≪2017（平成29）年度≫

年月日	内容
2017（平成29）年 10月17日	計画策定の考え方及びスケジュール決定
10月27日	平成29年第10回定例教育委員会に、計画策定の考え方及びスケジュールについて報告
11月30日	総務文教常任委員会に、策定の考え方及びスケジュールについて報告
12月26日	平成29年第12回定例教育委員会に、計画推進状況について報告
12月27日	第1回計画策定庁内会議に、計画策定方針及びスケジュールについて報告
2018（平成30）年 1月9日	計画策定懇話会設置要綱決定
1月23日	計画策定懇話会委員公募要領制定
1月23日	江別市小中学校1月定例校長会議に、計画策定の考え方及びスケジュールについて報告
1月24日	平成30年第1回定例教育委員会に、計画策定懇話会設置を報告
2月1日～ 2月28日	計画策定懇話会公募委員の募集
2月23日	平成30年第2回定例教育委員会に、計画推進状況（点検・評価結果）について報告
2月28日	総務文教常任委員会に、計画推進状況（点検・評価結果）について報告
3月29日	計画策定懇話会公募委員の決定

《2018（平成30）年度》

年 月 日	内 容
2018（平成30）年 5月24日	平成30年第5回定例教育委員会に、計画策定懇話会委員の委嘱について報告
6月6日	第1回計画策定懇話会において、会長、副会長の選出、策定懇話会の趣旨、計画策定の考え方及びスケジュールについて報告
6月28日	第2回計画策定庁内会議において、計画骨子について協議
7月12日	江別市小中学校7月定例校長会議に、計画骨子について報告
7月17日	第2回計画策定懇話会において、計画骨子について意見交換
7月31日	第3回計画策定庁内会議において、計画素案について協議
8月8日	第3回計画策定懇話会において、計画素案について意見交換
8月20日	江別市小中学校8月定例校長会議に、計画素案について報告
8月23日	平成30年第8回定例教育委員会に、計画（案）に係るパブリックコメント（意見募集）の実施について報告
8月28日	総務文教常任委員会に、計画（案）に係るパブリックコメント（意見募集）の実施について報告
9月3日～ 10月3日	計画（案）に係るパブリックコメント（意見募集）の実施
11月20日	第4回計画策定懇話会において、計画（案）に係るパブリックコメント（意見募集）の結果報告及び計画（案）の意見交換
12月26日	平成30年第12回定例教育委員会において、計画推進状況の報告、計画（案）に係るパブリックコメント（意見募集）の結果報告及び計画（案）の協議
2019（平成31）年 1月29日	平成31年第1回定例教育委員会において、計画策定の審議、決定
2月14日	総務文教常任委員会に、計画（案）に係るパブリックコメント（意見募集）の結果及び計画策定の報告